

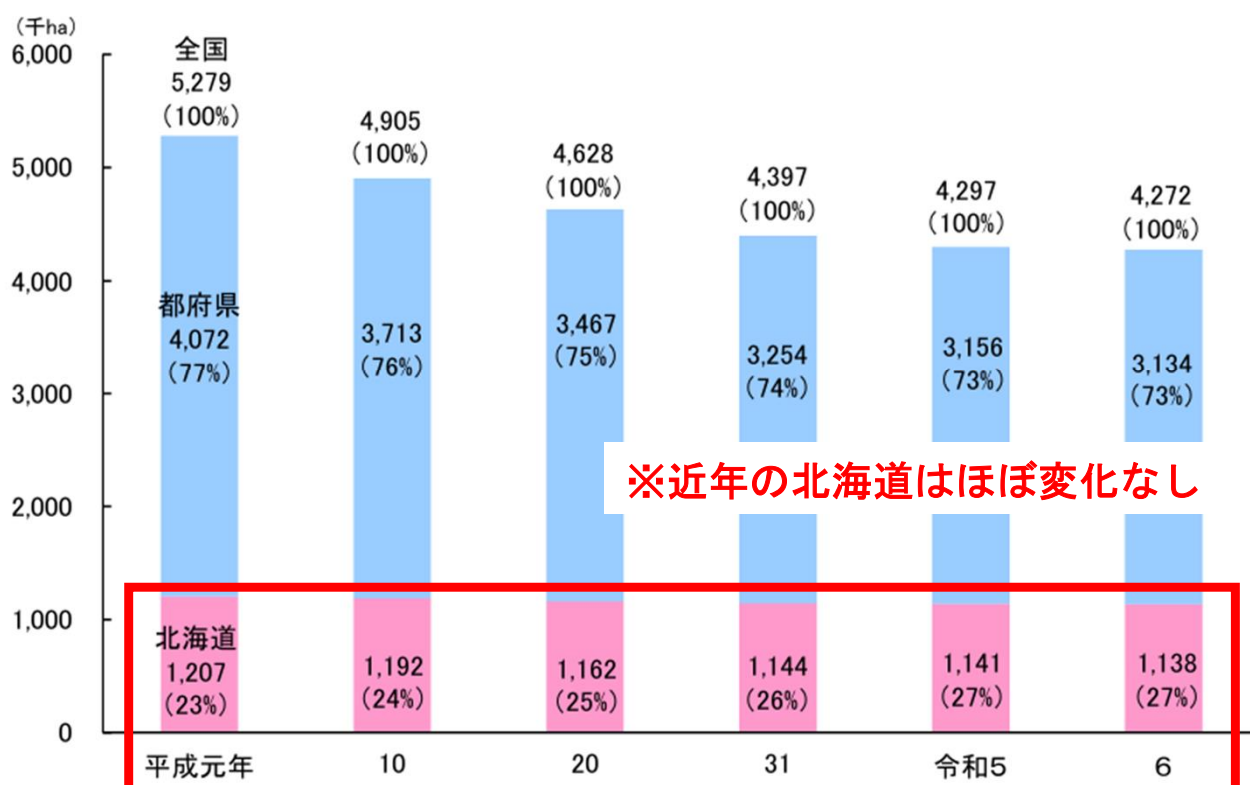
北海道における 農業分野での外国人材の状況等について

人間にとって「食」とは、生きていく上で重要な活動です。その「食」を支えているのが農業です。しかし、現在、日本の農業は「人口減少」、「担い手の減少」、「高齢化による労働力不足」、「温暖化等の気候変動」などのさまざまな問題によって厳しい状況に置かれております(各図)。こうした現状を打開する方法として、大規模化やスマート農業の導入、6次産業化などなど。そして、外国人材の適切な受入れも必要となっています。

令和8年7月 農林水産省 北海道農政事務所 担い手育成課

1 耕地面積の推移(全国、北海道)

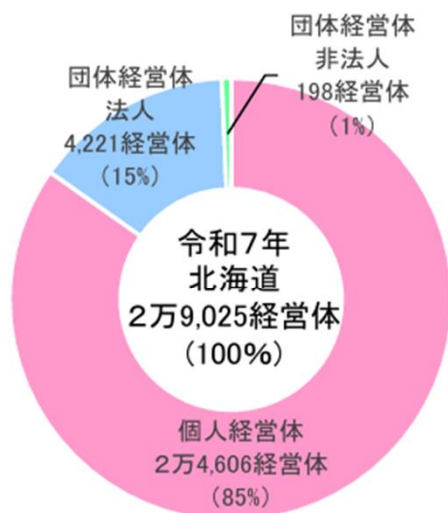
- 近年、全国的に耕地面積は減少傾向にあり、令和6年の全国に占める北海道の耕地面積の割合は27%



2 道内の農業経営体数

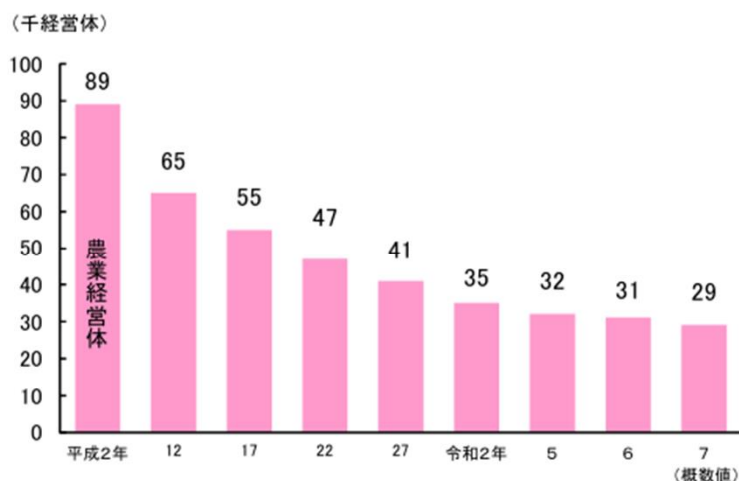
- ・北海道の農業経営体数は、2万9,025経営体（全国82万8,405経営体）。
- ・うち個人経営体が2万4,606経営体で9割弱。

(1) 北海道の農業経営体数の内訳



資料：農林水産省統計部「2025年農林業センサス(概数値)」

(2) 北海道の農業経営体数の推移



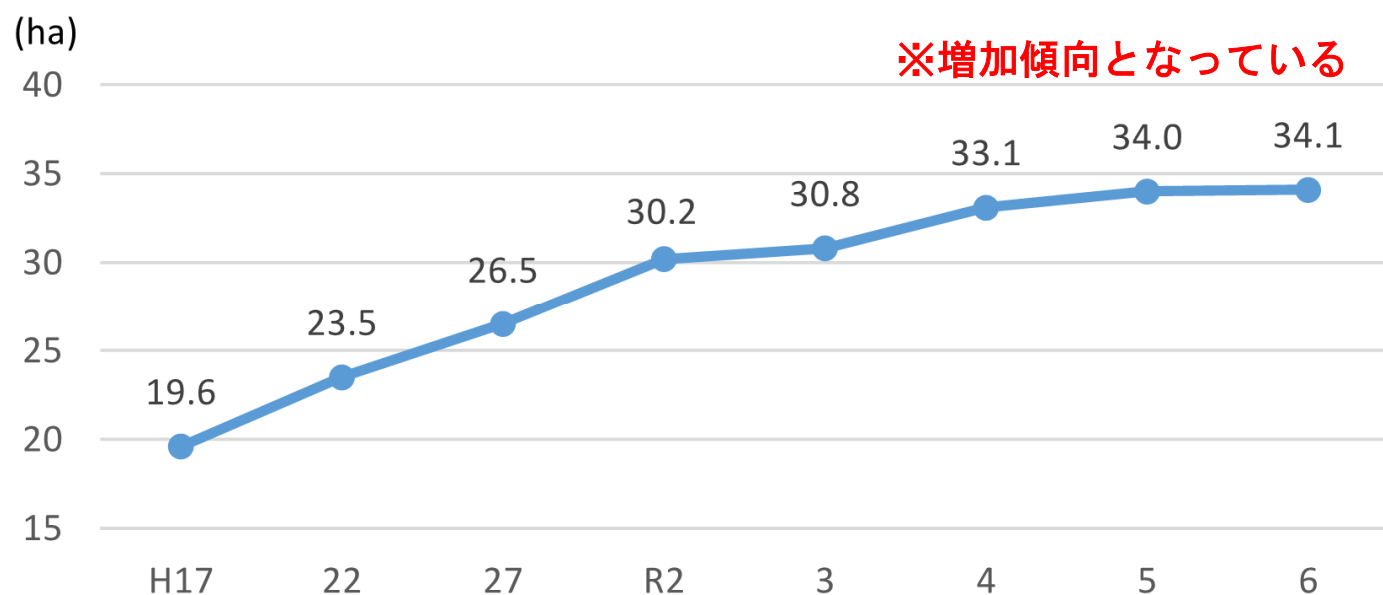
資料：農林水産省統計部「農林業センサス」、「農業構造動態調査結果」

注：平成2・12年の農業経営体数は、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体数を合計した事業体数である。

<用語解説>

- 農業経営体：農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、一定の基準を満たす規模の事業を行う経営体をいう。
- 個人経営体：個人(世帯)で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。
- 団体経営体：個人経営体以外の経営体をいう。

3 道内における1農業経営体あたりの経営耕地面積

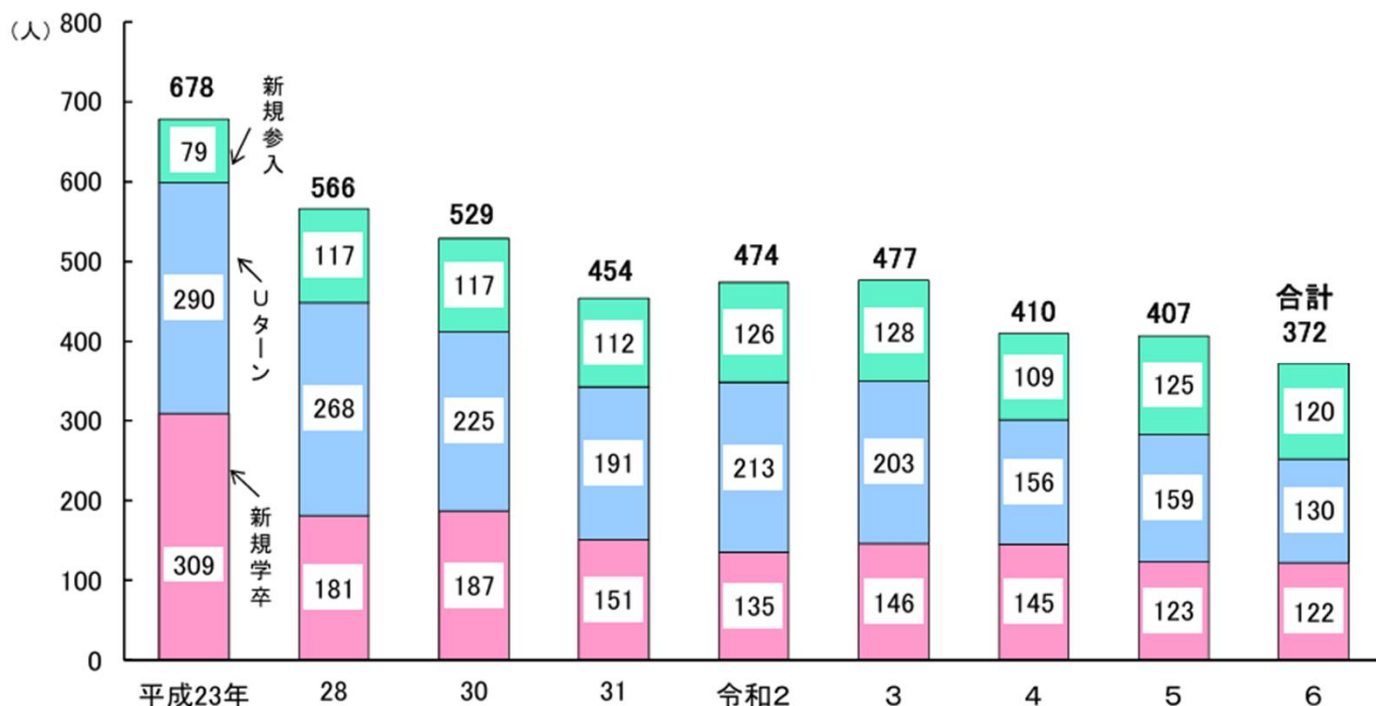


※増加傾向となっている

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

4 道内の新規就農者の推移

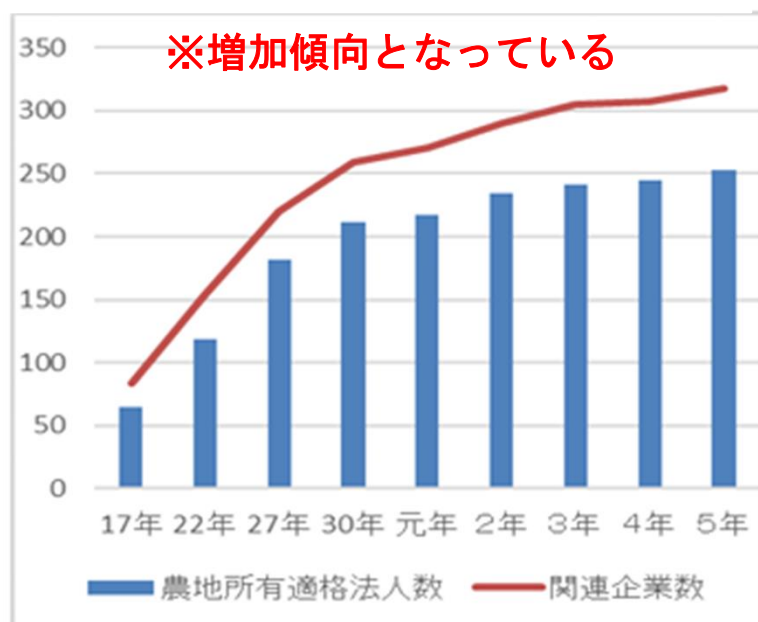
・北海道の新規就農者数（令和6年）は、372人で、近年減少が続いている。



資料：北海道農政部技術普及課「令和6年における本道農業の担い手・人材の動向について」を基に北海道農政事務所で作成

注：新規学卒とは農家出身者で学校を卒業後、直ちにまたは研修を経て就農した者。Uターンとは農家出身者で他産業に従事した後、就農した者。新規参入とは農外から新たに就農した者。

5 道内の農外企業等の農業への参入状況の推移

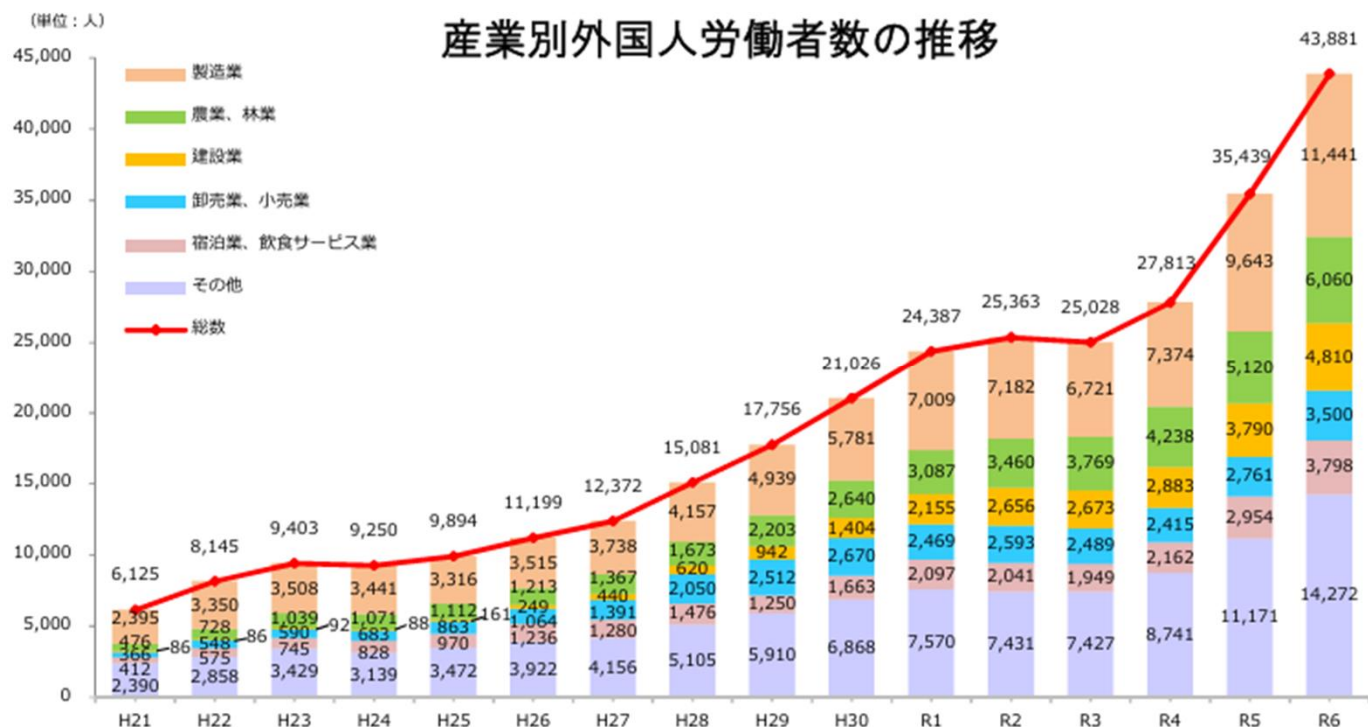


企業等が関連している農地所有適格法人と企業数

区分(年度)	17年	22年	27年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
農地所有適格法人数	65	119	182	211	217	234	241	245	253
関連企業数	83	154	220	259	270	290	305	307	317

資料：北海道農政部農業経営課「農外企業等が関連している農地所有適格法人の概要」

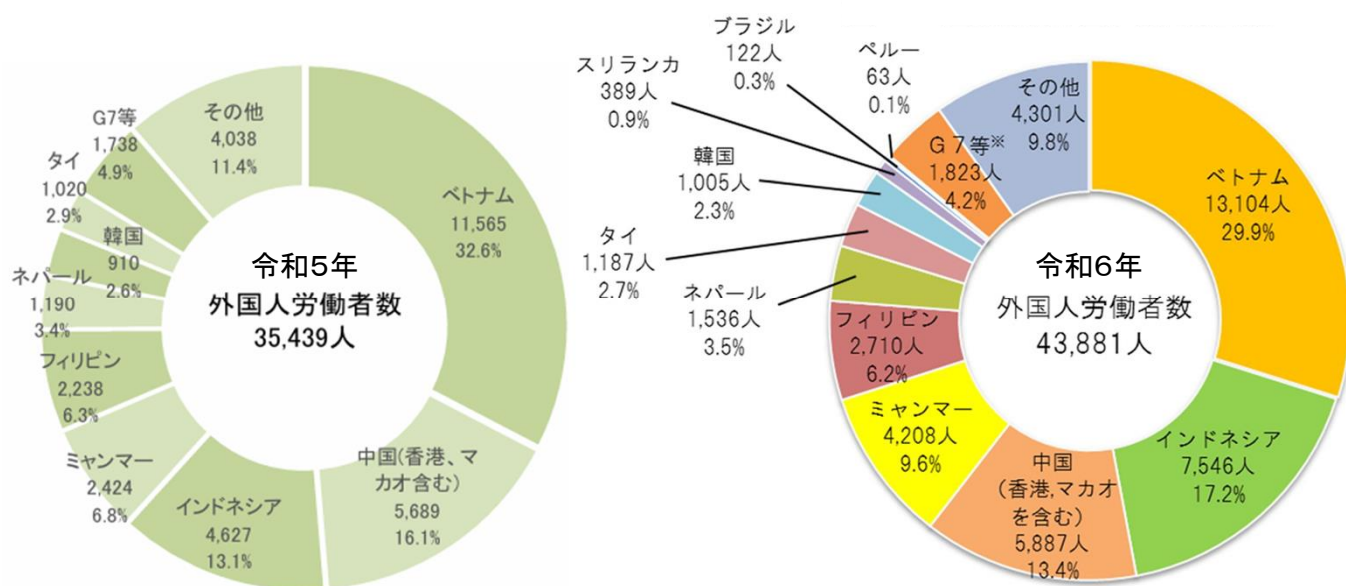
6 道内農業分野における外国人材の受入状況



出典：厚生労働省北海道労働局「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末時点）

※G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

○外国人労働者数を国籍別にみると、ベトナムが最も多く13,104人（外国人労働者数全体の29.9%）であり、次いでインドネシアが7,546人（同17.2%）、中国が5,887人（同13.4%）の順となっている。
○外国人労働者数は43,881人であり、前年と比べ8,442人（23.8%）増加している。うち、インドネシアが2,919人（63.1%）、ミャンマーは1,784人（73.6%）、ベトナムは1,539人（13.3%）増加している。



資料：北海道労働局「外国人雇用状況の届出状況」（令和5年10月末現在）

資料：北海道労働局「外国人雇用状況の届出状況」（令和6年10月末現在）

7 外国人材向け支援コンテンツ

外国人材からの相談対応

- ・外国人材からの相談に対応したLINEチャット・チャットボットを設置
- ・チャットボットの内容で解決できない相談内容については、チャットからそのまま電話が可能。

LINEの友達追加はコチラ



<対応言語>

やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、クメール語、シンハラ語、ネパール語
※LINEチャットは、やさしい日本語のみ

外国人材受入の優良事例集

- ・農業分野で特定技能外国人を受入れている農業者等の優良事例を紹介し、支援の工夫や受け入れる際の心構え、技能実習生との役割分担など参考となる情報を掲載

- ・令和7年度版については、8か国語に翻訳



優良事例集



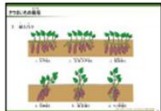
<対応言語>

日本語、英語、中国語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、クメール語、ミャンマー語

学習用eラーニング

- ・「安全衛生」「耕種農業」「畜産農業」の基礎をオンラインで学ぶことができる外国人材向けのeラーニングシステムを作成・公開

- ・動画はやさしい日本語で説明しており、テキストは外国語版も公開【テキスト例】



eラーニング登録はコチラ



<対応言語>

やさしい日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語、中国語、カンボジア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語

労働安全衛生リーフレット

- ・農作業現場に就労する外国人材が農作業を安全で衛生的に行うため、農作業安全の教育用リーフレットの外国語版を作成



農作業安全



熱中症対策



<対応言語>

日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語
※クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語は熱中症対策チラシのみ

8 特定技能外国人受入の優良事例

株式会社Farm大越

～キャリアアップ、昇給は実力主義～

<基本情報>

- 栃木県宇都宮市
- 耕作面積：28ha(露地)、ハウス72棟
- 主な作物：イチゴ、オクラ、水稻等
- 外国人材：38人(うち特定技能29人)



<外国人材の受入れについて>

- ・深刻な人手不足をきっかけに受入れを開始。
- ・**多種・多様な人材を採用**している。
- ・日本でどのような生活がしたいか、帰国してやりたいこと等の**目標設定を大切にしている。**

<特徴的な取組>

- ・就業規則により待遇は日本人と同じ。
- ・**3カ月ごとの面談時に目標を設定し、3カ月後に達成できれば給与アップ**としている。
- ・**外国人リーダーを配置**。農場長や管理職への昇格も検討。
- ・GAP(JGAP、グローバルGAP)やHACCP等を取得し教育している。

※令和5年度優良事例集に掲載

株式会社みっちゃん工房

～国籍を隔てず働くすべての人が幸せになる職場づくり～

<基本情報>

- 熊本県上益城郡益城町
- 耕作面積：3ha(ハウス66棟)
- 主な作物：ベリーリーフ
- 外国人材：特定技能6人



<外国人材の受入れについて>

- ・平成28年から受入れ開始。
- ・ベトナムに赴き、現地で面接を行った。
- ・**外国人材はみんな努力家でお互いに成長できていると感じている。**

<特徴的な取組>

- ・**加工場のリーダーに外国人材を登用**。工場の責任者として、品質管理や作業全体の流れの管理、作業人員のシフトの管理などを担う。
- ・**希望者へ週1回、勤務終了後に日本語学習の場を設けている。**現在は日本語能力試験N2に合格した者が2名。
- ・運転免許取得の際は費用を負担。
- ・日本を好きになってほしいとの思いから研修旅行に参加してもらっている。

※九州農政局事例(令和6年度)に掲載

事例掲載ページ

・R6年度事例集
https://asat-nca.jp/jp/images/jireisyu_2024.pdf

・過去の事例集
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/new.html#jirei>

・九州農政局事例
<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/keiei/gaikokujinzai.html>

・沖縄総合事務局事例
<https://www.ogb.go.jp/nousui/keiei/foreigner>

9 外国人材呼び込みのための現地説明・相談会の取組

- 日本農業への就労意欲の喚起・技能試験の受験促進を目的に、現地の教育機関等と連携した海外ジョブフェアを開催
- 日本側からは農業経営者も参加し、外国人材採用の足がかりとするほか、日本での働き方や暮らし方を紹介
- 令和7年度では、インド、カンボジア、ネパール、インドネシア、ベトナムにおいて開催

＜開催概要＞

（主なプログラム）

- ① 政府関係者・来賓あいさつ
- ② 日本での就労・生活の様子を動画で紹介
- ③ 特定技能制度（SSW）の説明
- ④ 受入れ機関・地方自治体の経営紹介（動画など）
- ⑤ 農業経営体と参加者との個別相談会

実施場所	教育機関等	参加人数
インドネシア デンパサール	ウダヤナ大学	インドネシア側：200名、日本側：6社
スリランカ ラトナプラ、コロombo	ラトナプラ農業学校	スリランカ側：400名、日本側：9社
ウズベキスタン タシケント	タシケント国立農業大学	ウズベキスタン側：250名、日本側：7社
タイ バンコク、ウドンタニ	ラーチャパッド大学	タイ側：450名、日本側：6社
インド グワハティ、アグラ	フルサワアカデミー	インド側：350名、日本側：4社



特定技能制度の説明



相談会の様子



＜参加者の声＞

- ・参加者は、61.2%（49名）が「日本の農業分野で働きたい」、70.9%（56名）が「特定技能試験を受験したい」と回答（ウズベキスタン）。
- ・農業経営体は、「日本の農業の関心を持ってきて嬉しい」「内定につながった」「今後も積極的に採用したい」と回答（複数国）。
- ・送り出し機関は、「日本の受入れ機関も外国人材を雇いたい経営体が多くいることを知れて良かった」と回答。

資料：農林水産省HPの制度説明資料「農業分野における外国人材の受入れについて（令和8年5月）」

10 外国人受入れセミナー

- 農業分野において、外国人材の適正かつ円滑な受入れと働きやすい環境整備をさらに進めていく必要
- セミナーでは就労環境の整備面で秀逸な取組を行う農業経営体や、現場での課題解決に取り組む地方自治体、日本との連携強化を希望する送出し国の取組・魅力等を紹介

＜主なプログラム＞ ※令和8年3月までで計8回開催

第1回プログラム	第3回プログラム	第4回プログラム
（1）講演 「外国人労働者の増加と地方自治体支援の必要性について」 北海道大学 経済学部 教授 宮入 隆氏 （2）事例紹介 「外国人材受入れの際に気を付けていること」 株式会社みっちゃん工房 代表取締役社長 光永 カオリ氏 「派遣形態での受入れにおける働き方と定着支援について」 YUIME株式会社 取締役 江城 嘉一氏 （3）農林水産省からの情報提供 ・農業分野の外国人材受入れ状況、各種制度概要など	（1）インドの魅力紹介 ①ご挨拶 在日インド大使館 Karun Bansal氏 ②「インド人材の魅力と現状」 在インド日本国大使館 太田 雅美氏、JICA専門家 栗山 明氏 ③「インド人材の魅力、インド北東部と日本の取組など」 ANA総合研究所主席研究員 片桐 常務氏 ④「日本語教育の状況、現地学生へのインタビューなど」 ARMS Incorporation ジャミル・テムジェン・ブルサネン氏 ⑤「高知県における外国人材の活躍、熊谷ファームで活躍する外国人」 高知県農工労働部農政課 前田 淑氏 （2）地方自治体における外国人向け施策 「熊本県における外国人材受け入れ支援の取組（特定2号合格に向けた支援など）」 熊本県農林水産部国際手支援課 橋本 直樹氏	①「インドネシア人材の魅力紹介」 在インドネシア日本国大使館 一等書記官 小宮 元晃氏 ②「優秀な人材の確保（福井県とインドネシア農業省との覚書締結など）」 福井県庁 農林水産部 園芸振興課 羽生 英二氏 ③「外国人との共生&共働（受け入れ準備・生活・仕事・語学・人材育成・帰国後の支援の工夫（サマサマ手帳）など）」 株式会社農園たや 代表者 田谷 徹氏 ④「海外ジョブフェア（インドネシア：バリ州デンパサール）の紹介」 一般社団法人 全国農業会議所 東垣 美穂氏

＜ご紹介を行った主な送り出し国＞

ウズベキスタン、インド、インドネシア、スリランカ、カンボジア



＜主なご登壇者＞

- ・地方公共団体：宮崎県、高知県、熊本県、福井県
- ・受入れ機関：株式会社みっちゃん工房（熊本県）、YUIME株式会社（派遣事業者）、株式会社くしまアオイファーム（宮崎県）、株式会社農園たや（福井県）

＜過去のセミナー情報＞

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/250828.html>

詳細はこちら



資料：農林水産省HPの制度説明資料「農業分野における外国人材の受入れについて（令和8年5月）」

11 特定技能外国人の派遣形態による受入れ

- 農業分野では季節性による作業の繁忙など特有の事情があるため、派遣形態での受入れが可能となっている。
- 派遣事業者は、Ⅱの4つの要件いずれかに該当し、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当と認める者。
現在37社（令和7年12月末時点）が該当。

Ⅰ 労働者派遣形態により受け入れる必要性 （農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針）

農業分野においては、

- ① 冬場は農作業ができないなど、季節による作業の繁忙がある、
- ② 同じ地域であっても、作目による収穫や定植等の農作業のピーク時が異なるといった特性があり、農繁期の労働力の確保や複数の産地間での労働力の融通といった農業現場のニーズに対応する必要がある

Ⅱ 派遣事業者の要件 （特定技能基準省令第2条第1項第9号イ）

以下のいずれかに該当し、かつ、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当と認める者

- ① 農業又は農業関連業務を行っている事業者
- ② ①又は地方公共団体が資本金の過半数を出資している事業者
- ③ 業務執行に実質的に関与していると認められる者が地方公共団体の職員又は①に掲げる者等
- ④ 国家戦略特区法に規定する特定機関であること

（参考1）特定技能外国人の派遣形態



（参考2）特定技能外国人の派遣形態での受入れ事例

YUIME株式会社

- 東京都港区、沖縄県那覇市
- 主な派遣先：北海道、四国、九州・沖縄
- 外国人材：特定技能1号人材 600名
特定技能2号人材 16名
（令和6年9月末時点）

<特徴的な取組>

- ・2013年～農業繁忙期に特化した派遣事業を沖縄から開始
- ・2017年～全国産地間連携を開始
- 沖縄：サトウキビ12月～、九州：茶3月、北海道：馬鈴薯6月～、四国：みかん10月～
- ・練度を高めていることでマネージャー、リーダー体制を構築
- ・生産性の高いチーム作りにより生産農家の維持・拡大を強く推進
- ・2024年より農業分野における特定技能2号人材を育成



資料：農林水産省HPの制度説明資料「農業分野における外国人材の受入れについて（令和8年5月）」

12 特定技能派遣事業者コンソーシアム

目的

特定技能外国人の派遣を認められた労働者派遣事業者が相互に研鑽し合い、諸課題への対応を行っていくことにより、業界全体のイメージ向上、企業価値拡大を目指すとともに、農業全体の発展へ寄与することができるよう活動を行う。
特に、企業活動による人権侵害について企業の責任に関する国際的な議論が活発となっていることを踏まえ、人権方針の策定・実行を中心に、派遣外国人材のキャリアアップに向けた仕組みづくり等を通じて事業者の自発的な発展を促進する。

構成員

派遣事業者 8社

・YUIME株式会社（事務局）

・株式会社アルプスアグリキャリア 

・PERSOL Global Workforce株式会社

 PERSOL Global Workforce

・株式会社ジョブズ・エル



【オブザーバー】（一社）全国農業会議所

・株式会社ワークマネジメント 

・株式会社Mプランニング 

・スタッフ・パートナーズ株式会社 

・株式会社グローバルヒューマニー・テック  グローバルヒューマニー・テック

主な活動

【これまでの取組】

- 令和6年4月 コンソーシアム発足
- 令和6年10月 人権保護方針の策定、公表
- 令和7年5月 企画運営委員会等の設置

【今後の取組予定】

- ・人権デューディリジェンス（DD）に係る取組の具現化
- ・人権DDの周知徹底と適切な実行
- ・特定技能外国人材のキャリアプランの仕組みづくり

資料：農林水産省HPの制度説明資料「農業分野における外国人材の受入れについて（令和7年3月）」

13 外国人材受入総合支援事業

<対策のポイント>

農業、漁業、飲食品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等**に加えて、**外国人材に対する学習機会の提供の取組**を支援します。

<事業目標>

- 農業、漁業、飲食品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

<事業の内容>

1. 技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新・実施**を支援します。令和9年度から施行予定の**育成就労試験実施の準備**をします。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

- ① 農業、漁業、飲食品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知**等の取組を支援します。
- ② 農業分野において、外国人材向けに情報発信を強化するとともに、海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催**等の取組を支援します。
- ③ 飲食品製造業及び外食業分野において**特定技能外国人の受入れ体制強化**を支援します。

3. 外国人材の育成

農業分野において、農業知識や科学的な素養を学習する機会の提供のための**カリキュラム作成・産地講習会の開催**等の取組を支援します。

<事業イメージ>

技能試験の円滑な実施

- ・ 特定技能外国人材の受入れに向けて特定技能試験の作成及び実施
- ・ 令和9年度の育成就労制度開始に向けて、育成就労試験実施の準備

外国人材の育成

- ・ 農業生産に必要な知識を学ぶe-ラーニングの開発と講習会を実施



外国人材が働きやすい環境の整備

<外国人材向け情報発信の強化>

- ・ 令和9年度に施行される育成就労制度に係る周知徹底
- ・ 国内外の外国人材向け、多言語により日本農業の魅力を発信



<相談窓口の設置>

- ・ 多言語に対応した電話、メール、対面等により、外国人材等がアクセスしやすい相談体制を整備



<現地説明・相談会の実施>

- ・ 日本の農業現場の理解促進、就労意欲の喚起を図るため海外教育機関等と連携し、説明会を実施

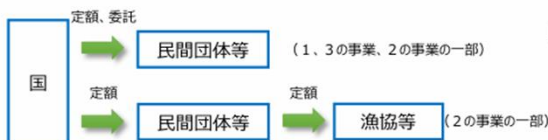


<優良事例の収集・周知>

- ・ 就労環境改善のモデル例については、多言語化することで就労前後でのミスマッチを防止



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(農業分野)
(漁業分野)
(飲食品製造業分野)
(外食業分野)

経営局就農・女性課 (03-6744-2159)
水産庁企画課 (03-6744-2340)
大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (03-6744-1869)
大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 (03-6744-2053)

(参考)雇用就農資金のチラシ

(表)

(裏)

個人農家・農業法人の経営者の皆さまへ

雇用就農資金

全国農業会議所は、50歳未満の就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な農産物の生産技術・経営に関するノウハウ等を習得させるための研修を実施する農業法人等に対して資金を交付する「雇用就農資金」を実施します。

事業実施を希望される場合は、令和8年6月18日(木)から7月22日(水)(必着)までに雇用就農資金公式HPの「応募申請フォーム」より申請を行ってください。

◎雇用就農資金育成・独立支援タイプ：農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付

◎新法人設立支援タイプ：農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを旨とする者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付

※ 農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するために実施する派遣研修を支援する「次世代経営者育成タイプ」も随時募集しています。

助成内容

支援タイプ	助成期間	助成額 ※1
雇用就農資金育成 独立支援タイプ	4年間	240万円(月額5万円) ※2
新法人設立支援 タイプ		360万円 ※3 (1-2年目は月額10万円、3-4年目は月額5万円)

※1 ①各タイプともに、新規雇用就農者が多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出身者等)の場合は、年間15万円が加算されます。②事業実施期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません。③事業実施期間中に要件を満たさなくなった場合には、速やかに中止届を出してください。

※2 雇用就農資金育成・独立支援タイプは1経営体当たりの新規採択人数は年間5人まで、かつ3人目以降の助成額は年間20万円となります(多様な人材の場合は年間15万円が加算あり)。

※3 3年目、4年目の助成継続については、審査を行います。

募集期間等

※募集期間は応募の状況により、変更する場合がありますことをご了承ください。

募集回	募集期間 ※	支援対象となる新規雇用就農者の採用日(勤務開始日)	支援期間
第1回	2026年3月4日～4月7日	2025年6月1日～2026年2月1日	2026年6月1日～2030年5月31日
第2回	2026年6月18日～7月22日	2025年10月1日～2026年6月1日	2026年10月1日～2030年9月30日
第3回	2026年10月22日～11月25日	2026年2月1日～2026年10月1日	2027年2月1日～2031年1月31日

応募～採択後の流れ

事業申請(募集) 書類審査 審査結果通知(9月下旬) 支援開始(10月1日)

事業説明会等(原則支援開始後1ヶ月以内) 初回の現地確認(原則支援開始後2ヶ月以内) 助成金交付申請(原則6ヶ月ごと)

事業実施にあたっての主な要件

必ず募集要領で詳細をご確認ください!

農業法人等の要件

- ① おおむね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、農業者、農業支援サービス事業者等)等であること。
- ② 十分な指導を行うことのできる指導者(当該農業法人等の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等)を確保できること。
- ③ 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること(独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可)。
- ④ 働きやすい職場環境整備に係る項目の2つ以上に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- ⑤ 雇用保険及び労災保険に加入させること(法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入)。
- ⑥ 原則1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること(新規雇用就農者が障がい者の場合は20時間以上で可)。
- ⑦ 過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が2分の1以上であること。
- ⑧ 原則地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること。

新規雇用就農者の要件

- ① 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満(採用時点)の者であること。
- ② 支援開始時点で、採用(勤務開始)されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること。
- ③ 過去の農業就業期間が5年以内であること。
- ④ 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
- ⑤ 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金(準備型)等で同様の研修を受けていないこと(道府県農業大学校等は除く)。

事業に関する問合せ先

・ 詳細は都道府県の農業会議所へお問い合わせください。

・ 農業会議所の連絡先、募集要領・応募申請フォーム等は公式HPへ!

公式HPは「雇用就農資金 応募」で検索 https://www.bq-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/

(↑公式ホームページ)

募集要領より抜粋「法人等雇用就農者」が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は「特別永住者」の在留資格を有する者であること。 資料:農林水産省HP